

(法第10条第1項関係様式例)

令和3年度事業計画書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき

1 事業実施の方針

早期に適格消費者団体の認定申請をすることを目指す。消費者問題の研修やイベントに講師・人員の派遣を行い啓発活動に努める。さらには実際に事業者の不当約款・不当勧誘等を是正するための申入れ活動などを行いながら、消費者契約法上の差止請求関係業務実施のための体制整備に努める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名（定款に記載した事業）	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)
消費者被害の防止・救済のための調査・研究	①消費者庁訪問 ②消費者トラブルや悪徳商法の実態に関する講演会を実施する。 ③全国連絡協議会参加	(A) ①年1回 ②年1回 ③年2回 (B) ①東京都 ②長崎県内の施設等 ③東京都、佐賀県 (C) ①2名 ②1名 ③3名※2名分本部負担	(D) ①③当法人 ②一般市民 (E) ①③当法人 ②100名程度	①134 ②98 ③134

<p>消費者に対する啓発・支援</p>	<p>①当法人主催の公開講座開催 ②県内各市町で派遣講座開催及び人員の派遣 ③出前講座 ④会員研修会 ⑤相談会 ⑥会員へのニュースレターを発行 ⑦啓発チラシ・リーフレット・パンフレット等の作成・配布 ⑧WEBページによる情報提供</p>	<p>(A) ①年7回 ②年2回 ③年2回 ④年3回 ⑤年2回 ⑥年3回 ⑦配布年1回 作成年1回 ⑧随時</p> <p>(B) ①～⑤⑦ 長崎県内 ⑥当法人 ⑧Web上</p> <p>(C) ①7名程度 ②10名程度 ③2名程度 ④4名程度 ⑤2名程度 ⑥9名程度 ⑦配布15名程度 作成9名程度 ⑧9名程度</p>	<p>(D) ①～③⑤⑦⑧ 一般市民 ④当法人会員 ⑥当法人会員、 各種団体</p> <p>(E) ①のべ350人 ②150名 ③90名 ④50名 ⑤10名 ⑥200名 ⑦2000人 ⑧不特定多数</p>	<p>①191.5 ②144 ③65.6 ④95.6 ⑤40 ⑥34.236 ⑦配布 16 作成 40 ⑧0</p>
<p>消費者政策に関する提言</p>	<p>消費者行政の運用や関係法令の改正等に対して意見を表明する。</p>	<p>(A) 年1～2回 必要に応じて (B) 長崎市内の会議室又は会員事務所 (C) 20名</p>	<p>(D) 市民全般 (E) 不特定多数</p>	<p>0</p>

<p>事業者の不当約款・不当勧誘・不当表示等を是正する活動その他消費者契約法上の差止請求関係業務</p>	<p>①会員や各種法律専門職が実施する相談会等から得られた情報により、不当約款等の使用が疑われる事業者に対して、検討、調査及び是正申し入れを行う。 ②消費者被害防止リーダー養成のための勉強会 ③関連書籍購入</p>	<p>(A) ①申入れ年3件 勉強会年5回 ②年4回 ③随時</p> <p>(B) ①長崎市内の会議室又は会員事務所 ②長崎市内 ③書店等</p> <p>(C) ①10名程度 ②1名程度 ③1名程度</p>	<p>(D) ①消費者行政関係者、消費者団体関係者、法律専門職、一般市民 ②当法人会員 ③当法人</p> <p>(E) ①不特定多数 ②120名 ③不特定多数</p>	<p>①申入れ 30 勉強会 100 ②40 ③5.3</p>
--	---	---	---	---